

高額介護サービス費受領委任払い制度のお知らせ

介護保険制度では、利用者が1か月に負担する介護費用の上限額が世帯の課税状況や本人の収入の状況等によって定められています。[下表参照]

利用者が支払った介護サービス費の自己負担額が利用者負担上限額を超えた場合には、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として市から支払います。(償還払)

また、利用者の利便を図るため、介護保険施設に入所・入院されている方で要件を満たす場合は、その額を市から事業者へ直接支払うことができます(受領委任払)

入所・入院されている介護保険施設の同意を得て申請し、要件が合えば、利用者負担上限額を利用者と施設にお知らせします。利用者は保険の適用される介護サービス費のうち、お知らせする「利用者負担上限額」を施設に支払い、残りの金額(高額介護サービス費相当分)は枚方市から施設に支払います。

なお、食費や居住費、日常生活費など、保険の適用されない費用が別途必要です。(市民税非課税世帯の方等には、食費・居住費の軽減制度があります。軽減制度を利用するためには申請が必要です。)

<利用者負担上限額>

利用者負担段階	利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (平成29年7月 サービス利用分まで)	利用者負担上限額 (平成29年8月 サービス利用分から)
第5段階	現役並み所得者に相当する第1号被保険者(課税所得145万以上で65歳以上の方)がいる世帯	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
第4段階	市民税課税世帯の方(一般世帯)	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)
第3段階	世帯員全員が市民税非課税の方 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
第2段階	世帯員全員が市民税非課税の方 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・高齢福祉年金受給者	15,000円(個人) 24,600円(世帯)	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
第1段階	生活保護受給者	15,000円	15,000円

1 高額介護サービス費受領委任払の対象となる方

次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 高額介護サービス費の受領権限を入所・入院している施設に委任していること。
- ② 保険の適用される介護サービス費が利用者負担上限額を超えること。
- ③ 大阪府下の介護保険施設に入所・入院していること。
- ④ 給付制限を受けていないこと。
- ⑤ 同一世帯に入所・入院者本人を含め2人以上の要介護・要支援認定者(申請中も含む)がいないこと。
- ⑥ 施設サービスに係る他の公費負担の対象となっていないこと。
- ⑦ 前月より引き続いて翌月以降も入所・入院予定であること。

2 高額介護サービス費受領委任払の利用できる期間

受領委任払を利用できるのは入所・入院日の属する月の翌月以降、退所・退院日の属する月の前月までとなります。(入所・入院月及び退所・退院月に上限額を超えた場合、高額介護サービス費は「償還払」となります。)

3 申請手続き

介護保険高額介護サービス費受領委任払申請書に必要事項を記入の上、枚方市介護保険課に申請してください。

なお、申請書は、受領委任払の開始を希望される月の10日までに提出してください。10日を過ぎて申請した場合、その翌月からの開始となります。

問い合わせ

枚方市 介護保険課 給付担当

電話 072-841-1460(直通)

FAX 072-844-0315(直通)